

1 基本的な考え方

市町が定める事業計画の数値を集計したものを基本として、市町間の広域的な利用を勘案し、教育・保育の「量の見込み」と提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）について定めます。

量の見込み（必要となる利用定員の総数）	確保方策（提供する施設・事業の利用定員の総数）
満3歳以上の就学前子ども⇒「1号認定」	幼稚園及び認定こども園で対応
満3歳以上の就学前子どもで保育が必要⇒「2号認定」	保育所及び認定こども園で対応
3歳未満で保育が必要な子ども⇒「3号認定」	保育所及び認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）で対応

2 県全域の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計	
		①	②	③	④				⑤
		教育二一ス	左記以外	0歳児	1・2歳児				
27年度	5,882	2,049	20,274	3,052	11,774	7,931	35,100	43,031	
確保方策	8,853	303	21,527	3,443	12,263	9,156	37,233	46,389	
特定教育・保育施設	1,024	303	21,527	3,431	12,221	1,327	37,179	38,506	
特定地域型保育事業				12	42		54	54	
確認を受けない幼稚園	7,829					7,829		7,829	
確保方策－量の見込み		1,225	1,253	391	489	1,225	2,133	3,358	
28年度	5,846	2,022	20,017	3,039	11,877	7,868	34,933	42,801	
確保方策	8,803	519	21,552	3,520	12,512	9,322	37,584	46,906	
特定教育・保育施設	2,074	519	21,552	3,482	12,433	2,593	37,467	40,060	
特定地域型保育事業				38	79		117	117	
確認を受けない幼稚園	6,729					6,729		6,729	
確保方策－量の見込み		1,454	1,535	481	635	1,454	2,651	4,105	
29年度	5,838	2,012	19,911	3,025	11,856	7,850	34,792	42,642	
確保方策	8,778	569	21,720	3,598	12,755	9,347	38,073	47,420	
特定教育・保育施設	3,049	569	21,720	3,557	12,661	3,618	37,938	41,556	
特定地域型保育事業				41	94		135	135	
確認を受けない幼稚園	5,729					5,729		5,729	
確保方策－量の見込み		1,497	1,809	573	899	1,497	3,281	4,778	
30年度	5,781	1,990	19,650	2,982	11,700	7,771	34,332	42,103	
確保方策	8,778	568	21,718	3,597	12,757	9,346	38,072	47,418	
特定教育・保育施設	3,049	568	21,718	3,556	12,663	3,617	37,937	41,554	
特定地域型保育事業				41	94		135	135	
確認を受けない幼稚園	5,729					5,729		5,729	
確保方策－量の見込み		1,575	2,068	615	1,057	1,575	3,740	5,315	
31年度	5,765	1,980	19,578	2,933	11,549	7,745	34,060	41,805	
確保方策	8,778	568	21,729	3,597	12,757	9,346	38,083	47,429	
特定教育・保育施設	3,049	568	21,729	3,556	12,663	3,617	37,948	41,565	
特定地域型保育事業				41	94		135	135	
確認を受けない幼稚園	5,729					5,729		5,729	
確保方策－量の見込み		1,601	2,151	664	1,208	1,601	4,023	5,624	

※②2号認定（教育二一ス）は幼稚園または幼保連携型認定こども園で対応

3 教育・保育の一体的提供

- 認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行することができるよう、市町とも連携しながら、適時適切な情報提供や相談への対応など必要な支援を行います。
- 国の基本指針において、教育・保育の供給が需要を上回る場合でも既存の幼稚園や保育所が認定こども園へ移行ができるよう、県の計画で需要に上乗せする「数」を定める特例が設けられていますが、本県では、幼稚園では6割、保育所では約3割の施設が認定こども園への移行について未定（平成26年9月現在）としていることから、計画に具体的な数は定めず、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。
- なお、その際の認可定員や利用定員については、地域の実情を勘案し、県と市町で協議を行い、それぞれの子ども・子育て会議で意見を聞いた上で決定することとなります。

<認定こども園の設置見込み数>

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
87か所	140か所	153か所	153か所	153か所

4 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

国や市町、教育・保育等を提供する事業者と連携し、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

<取組例>

- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対する研修の実施
- 保育教諭の確保のための幼稚園教諭免許と保育士資格の取得支援
- 消費税率引上げによる社会保障の充実を踏まえた教育・保育給付費の単価に基づく処遇改善

<教育・保育を行う者の必要見込み数>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育士	4,578人	4,131人	4,060人	4,008人	3,958人
幼稚園教諭	424人	417人	411人	408人	407人
保育教諭	826人	1,263人	1,363人	1,289人	1,267人

※国が定めた算出方法により、2でとりまとめた教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」、職員配置基準やこれまでの職員配置の実態を基に算出